

# 審査基準

令和7年6月28日作成

法令名：風営適正化法
根拠条項：第20条第10項において準用する第9条第1項
処分の概要：遊技機の増設、交替その他の変更の承認
原権者（委任先）：島根県公安委員会
法令の定め： 法第3条第2項（公安委員会が付した条件）、第4条第4項（承認の基準）、第20条第10項において準用する第9条第2項 添付書類府令第1条第11号（変更承認申請書の添付書類） 規則第1条（変更承認申請書の提出）、第8条（著しく射幸心をそそるおそれのある遊技機の基準）、第19条（変更の承認の申請）
審査基準：
標準処理期間：別紙のとおり
申請先：営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課（係）
問合せ先：島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（0852-26-0110内線3031）
備考： 法令の定め解釈については、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」（令和7年5月30日 警察庁生活安全局）第12の8及び第17の9を参照すること。

## 別紙

遊技機の増設、交替その他の変更の承認については、変更する遊技機により処理に要する期間が変動し、個別具体的な処理を要するため、標準処理期間を定めることはできない。ただし、その目安となる期間を下記のとおり定める。

### 記

1 2 日以内で各都道府県警察の実情に応じた期間を定める。また、経由機関における期間についても、各都道府県警察の実情に応じた期間を定める。

ただし、申請に係る遊技機が、法第20条第2項の認定を受けたもの又は同条第4項の検定を受けた型式に属するもののみである場合に限る。